

令和7年6月30日受領までの、盛土規制法許可申請（特建条例対象外）の暫定措置について

特建条例	条例の要否	5/1	6/30	7/1
改正前	令和7年5月1日現在で、「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」第2条第1項第7号の 条例対象行為に該当しない盛土規制法の許可が必要となる行為については、6月30日までが申請期間 となります。	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">宅地造成の許可に伴う連絡表 (建築基準法関係)</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">適正な土地利用の調整に関する条例対象外連絡表</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e1f5fe; padding: 5px; text-align: center;">盛土規制法許可申請</div>	※説明報告書を添付
改正後	「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」第2条第1項第7号の 条例対象行為となる盛土規制法の許可行為は、令和7年7月1日より法令確認から手続きを開始 してください。	※説明報告書を添付	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px;">法令確認</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e8f5e9; padding: 5px;">設置協議書</div> </div>	

◆ 改正前の住民説明について

条例に沿った近隣住民への説明を行ってください。

- ・盛土規制法許可申請書に説明報告書を添付してください。説明報告書の様式指定はありません。特建規則の第6号様式と同様の内容を記載してください。
- ・説明する近隣住民は当該地から10m以内の居住者とし、説明方法は配布、説明内容は条例に準じてください。